

第二回國會議院 厚生委員會會議錄(筆記) 第十号

昭和二十三年六月十六日(水曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事有田 二郎君 理事中嶋 勝一君

理事田中 松月君 理事武田 キヨ君

理事徳田 球一君

井上 知治君 大石 武一君

小笠原八十美君 近藤 鶴代君

山口六郎次君 太田 典禮君

福田 昌子君 荊木 一久君

最上 英子君 野本 品吉君

松本 眞一君 齋藤 晃君

榊原 亨君

出席國務大臣 厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

厚生事務官 木村忠二郎君

厚生事務官 久下 勝次君

委員外の出席者

専門調査員 川井 章知君

六月十五日

優生保護法案(太田典禮君外五名提出)(第七号)

優生保護法案(參議院送付)(予參第七号)の審査を本委員会に付託された。

六月十五日

療術業存続の陳情書(療術者支持同

盟会山口縣大津郡仙崎町長谷川正也

外四十名)(第五七八号)

復興住宅建設促進の陳情書(神奈川

縣知事内山君太郎外九名)(第五九三

号)

療術業存続の陳情書(山口縣大津郡

深川町字河原山根ノ外四十二名)

(第六二四号)

建築制限並びに無届建築取締の強化

に関する陳情書(岩國市長津田彌吉)

(第六三二号)

恩給増額に関する陳情書(恩給増額

期成全國大会)(第六四五号)

計画住宅建設費全額國庫負担の陳情

書(鳥根縣議会上土部委員長岡本善

三郎外四名)(第六五四号)

生活協同組合法制定促進に関する陳

情書(長野縣購買利用生活協同組合

連合会専務理事塩入胤雄外八十一

名)(第六五八号)

部会問題の解決に関する陳情書(近

畿二府五縣同和事業協議会)(第六六

二号)

湯町村結核療養所施設の完成に關す

る陳情書(新潟縣中頸城郡湯町村長

柳澤守之輔外七名)(第六七一号)

癩患者の生活保護に関する陳情書

(生活保護患者大会代表者藤田武一

外二十五名)(第六七四号)

國民健康保險制度の強化に関する陳

情書(北海道網走支廳管内國民健康

保險組合連合会委員長千葉朝雄)(第

六七六号)

療術業存続の陳情書(山口縣大津郡

深川町板持立野新一外四十名)(第六

九〇号)

藥事法改正に関する陳情書外一件

(京都府醫藥制度改善期成大会外一

名)(第七〇八号)

生活協同組合法の制定に関する陳情

書(大津商工会議所会頭小幡文次郎)

(第七一六号)

療術業存続の陳情書(療術者支持同

盟会代表山口縣阿武郡三見村駅通長

島重成外三十三名)(第七三四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

藥事法案(内閣提出)(第八八号)

麻薬取締法案(内閣提出)(第九一号)

民生委員法案(内閣提出)(第一〇〇

号)

大麻取締法案(内閣提出)(第一一四

号)

厚生年金保險法等の一部を改正する

法律案(内閣提出)(第二三二一号)

國民健康保險法の一部を改正する法

律案(内閣提出)(予閣第一〇号)

(筆記)

○山崎委員長 ただいまより會議を開

きます。

まず厚生年金保險法の一部を改正す

る法律案及び國民健康保險法の一部を

改正する法律案の両案を一括議題に供

します。審査に先立ちまして政府側よ

り提案理由の説明を聴取いたします。

竹田厚生大臣。

厚生年金保險法等の一部を改正

する法律案

厚生年金保險法等の一部を改

正する法律

第一條 厚生年金保險法(昭和十六

年法律第六十号)の一部を次のよ

うに改正する。

「主務大臣を厚生大臣に改める。

第三條第一項中「又ハ俸給及之ニ

準ズベキモノヲ謂フ」を「俸給、手

當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂

フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超

ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及

之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラ

ズ」に改め、同條第二項を次のよう

に改める。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ

モノナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ

其ノ地方ノ時價ニ依リ行政廳之ヲ

定ム。

第四條第二項を次のように改め

る。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ

基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬等級 | 標準報酬月額 | 報 酬 月 額           |
|--------|--------|-------------------|
| 第一級    | 三百圓    | 四百五十圓未満           |
| 第二級    | 六百圓    | 四百五十圓以上七百五十圓未満    |
| 第三級    | 九百圓    | 七百五十圓以上千五百圓未満     |
| 第四級    | 千二百圓   | 千五百圓以上千三百五十圓未満    |
| 第五級    | 千五百圓   | 千三百五十圓以上千六百五十圓未満  |
| 第六級    | 千八百圓   | 千六百五十圓以上千九百五十圓未満  |
| 第七級    | 二千圓    | 千九百五十圓以上二千二百五十圓未満 |

|      |       |                    |
|------|-------|--------------------|
| 第八級  | 二千四百圓 | 二千二百五十圓以上二千五百五十圓未満 |
| 第九級  | 二千七百圓 | 二千五百五十圓以上二千八百五十圓未満 |
| 第十級  | 三千圓   | 二千八百五十圓以上三千百五十圓未満  |
| 第十一級 | 三千三百圓 | 三千百五十圓以上三千四百五十圓未満  |
| 第十二級 | 三千六百圓 | 三千四百五十圓以上三千七百五十圓未満 |
| 第十三級 | 三千九百圓 | 三千七百五十圓以上四千五十圓未満   |
| 第十四級 | 四千二百圓 | 四千五十圓以上四千三百五十圓未満   |
| 第十五級 | 四千五百圓 | 四千三百五十圓以上四千六百五十圓未満 |

|       |       |                    |
|-------|-------|--------------------|
| 第十六級  | 四千八百圓 | 四千六百五十圓以上四千九百五十圓未満 |
| 第十七級  | 五千百圓  | 四千九百五十圓以上五千二百五十圓未満 |
| 第十八級  | 五千四百圓 | 五千二百五十圓以上五千五百五十圓未満 |
| 第十九級  | 五千七百圓 | 五千五百五十圓以上五千八百五十圓未満 |
| 第二十級  | 六千圓   | 五千八百五十圓以上六千五百五十圓未満 |
| 第二十一級 | 六千三百圓 | 六千五百五十圓以上六千四百五十圓未満 |

|       |       |                    |
|-------|-------|--------------------|
| 第五十二級 | 六千六百圓 | 六千四百五十圓以上六千七百五十圓未満 |
| 第五十三級 | 六千九百圓 | 六千七百五十圓以上七千五十圓未満   |
| 第五十四級 | 七千二百圓 | 七千五十圓以上七千三百五十圓未満   |
| 第五十五級 | 七千五百圓 | 七千三百五十圓以上七千六百五十圓未満 |
| 第五十六級 | 七千八百圓 | 七千六百五十圓以上七千九百五十圓未満 |
| 第五十七級 | 八千百圓  | 七千九百五十圓以上          |

標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リテ之ヲ定ム標準報酬ハ被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メテ標準報酬ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ増減アリタル日ノ現在ニ依リテ之ヲ變更ス

前項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ハ報酬ニ増減アリタル日ノ屬スル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ之ヲ爲ス

第二十二條ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ハ引續キ従前ノモノニ依ル但シ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ減額ス

第五項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リテ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

二 日、時間、稼高又ハ請負ニ依

リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「養老年金、障害年金、

遺族年金、脱退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クル権利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

前項ノ規定ニ依ル督促ハ納付義務者ガ健康保險法第十一條ノ規定ニ依リ督促ヲ受クル者ナルトキハ同法同條ノ規定ニ依リ督促狀ニ併記シテ發スルコトヲ得

行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス但シ前項ノ規定ニ依ル督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料ハ之ヲ徵收セズ

第十一條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ保險料額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ保險料完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認めル場合ハ此ノ限ニ在ラズ一 納入ノ告知書一通ノ保險料額百圓未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滞金ハ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ保險料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未満ナルトキハ之ヲ徵收セズ

第十四條 創除

第十五條 創除

第十六條本文中「事業所」を「事業所(事務所ヲ含ム)」に改め、同條但書を削り、同條第一号中「物ノ販賣」の下に「又ハ配給」を加え、同條第二号を次のように改める。

國又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

第十六條ノ三第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改め、同條を第十六條ノ四とする。

第十六條ノ二第二項中「前條」を「第十六條」に改め、同條を第十六條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第十六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トセズ

一 國、地方公共團體又ハ法人ニ

使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(イ) 恩給法ノ適用ヲ受クルモノ

(ロ) 法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員

(ハ) 吏員

(ニ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

(ホ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニシテ前條第一號ト乃至ルニ掲グルモノノ事業所ニ使用セラルル者

二 船員保險ノ被保險者

三 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ但シイニ掲グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ小ロニ掲グル者ニシテ一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(イ) 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

(ロ) 日日雇入レラルル者

四 事業所ノ所在地ノ一定セザル事業所ニ使用セラルル者

五 季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

「第十六條」に改め、同條を第十六條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第十六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トセズ

一 國、地方公共團體又ハ法人ニ

使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(イ) 恩給法ノ適用ヲ受クルモノ

(ロ) 法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員

(ハ) 吏員

(ニ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

(ホ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニシテ前條第一號ト乃至ルニ掲グルモノノ事業所ニ使用セラルル者

二 船員保險ノ被保險者

三 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ但シイニ掲グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ小ロニ掲グル者ニシテ一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(イ) 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

(ロ) 日日雇入レラルル者

四 事業所ノ所在地ノ一定セザル事業所ニ使用セラルル者

五 季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六 臨時的事業ノ事務所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超ニ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 生命保險会社ニ使用セラレ保険契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

第十七條第一項中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ三」に、同條第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第十八條中第十六條ノ二を「第十六條ノ三」に改める。

第十九條及び第二十條中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に、第十六條但書を「第十六條ノ二」に改める。

第二十條ノ二第一項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

第二十二條第一項中「ハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ申請ヲ爲ストキハ其ノ者ハ」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項ノ期限ヲ經過シタル後ノ申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認めルトキハ其ノ申請ハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保料ヲ滞納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保料ヲ納付セザルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル被保險者ニ關シテハ老齡、脱退又ハ死亡ニ關スル保料給付(寡婦年金、寡夫年金及遺兒年金ヲ除ク)ニ限リ之ヲ爲

スモノトス  
第二十三條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ニ掲グル場合ノ一ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日(第三號ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 死亡シタルトキ  
二 第十六條、第十六條ノ四及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルトキ

三 第十六條、第十六條ノ四又ハ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ  
四 被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

五 保料(初テ納付スベキ保料ヲ除ク)ヲ滞納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保料ヲ納付セザルトキ  
第三章中「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に改める。

第二十四條第四項中「差額」を「一時金」に改める。

第二十五條中「前條」を「前條及第二十五條ノ二」に、「同條ノ規定」ニ依リ計算シタル期間」を「前條及第二十五條ノ二ノ規定ニ依リ計算シタル期間」に、「實期間」を「規定ニ依リ之ヲ計算スル」實期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」に改める。

第二十五條ノ二 第二十四條第一項、第三項及第四項ノ規定ハ坑内夫タル被保險者ガ坑内夫タル被保險者以外ノ被保險者ト爲リタル場合又ハ坑内夫タル被保險者以外ノ

被保險者ガ坑内夫タル被保險者ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス  
第二十六條 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タルモノ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)ノ子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未満ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ之ヲ遺族トセズ但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ労働能力ナキ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條ノ二 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者ガ後順位者タルベキ者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ其ノトキヨリ之ヲ適用ス

第二十六條ノ三 第三十三條、第三十四條、第三十八條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

前項ノ一時金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ同項ノ掲グル順位ニ依ル

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ四 前條第一項ノ規定ニ該當スル遺族ナキ場合ニ於テ同條同項ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス但シ二人以上在ル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對シテ爲シタル豫言ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十六條ノ五 第二十六條第一項第三項及第二十六條ノ二ノ規定ハ第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金又ハ第三十九條若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二十六條第一項及第三項ノ規定スル遺族ノ範圍ニ屬スル遺族ナキ場合ニ於テハ第二十六條ノ三及前條ノ規定ハ同項ノ支給金又ハ一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ六 寡婦年金若ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ配偶者又ハ子(被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時其ノ者ニ

依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス  
一 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時五十歳以上ノ寡婦  
二 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時五十歳未満ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十六歳未満ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ労働能力ナキ子ノアルモノ

三 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時五十五歳以上ノ寡夫  
四 被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時十六歳未満ノ子

五 前各號ニ掲グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受タル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニ因リ労働能力ナキ者

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「及遺族年金」を「遺族年金、寡婦年金、寡夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加ふる。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金及遺兒年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給

第一類第七号 厚生委員會議錄 第十号 昭和二十三年六月十六日

ス但シ前支給期月ニ支給スベカリ  
シ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金  
ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ  
於テノ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ  
非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス  
第三十三條中「死亡シタル際」の  
下に「其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子  
ルトキハ其ノ子出生ノ際」を加え、  
「遺族年金ノ支給」を「遺族年金に、  
「既ニ支給ヲ受ケタル養老年金」を  
「既ニ支給ヲ受ケタル養老年金及障  
害年金」に改める。

第三十四條第一項中「死亡シタル  
際」の下に「其ノ者ノ死亡當時胎兒  
タル子ルトキハ其ノ子出生ノ際」  
を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族  
年金」に改め、同項に次の但書を加  
える。  
但シ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金  
アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障  
害年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ  
一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十六條第一項中「政令ノ定ム  
ル期間内」を「其ノ疾症又ハ負傷及之  
ニ因リ發シタル疾病ニ付醫師又ハ齒  
科醫師ノ診療ヲ受ケタル日（健康保  
險ノ被保険者タル被保険者ニ在リテ  
ハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ受  
ケタル日）ヨリ起算シ二年以内」に  
「政令ノ定ムル程度」を「別表第一ニ  
定ムル程度」に、「又ハ一時金」を「別  
表第二ニ定ムル程度ノ發疾ノ状態ニ  
在ル者ニハ一時金」に改める。

第三十七條第一項を次のように改  
める。  
障害年金又ハ障害手当金ノ額ハ平  
均標準報酬月額ニ別表第三ニ定ム  
ル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス  
第三十七條ノ二 別表第一ニ定ムル

發疾ノ程度一ニ該當スルニ因リ  
障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ  
子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル  
モノ在ルトキハ其ノ配偶者又ハ子  
一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ  
金額ニ加給ス  
一 障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト  
爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計  
ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳  
未滿ノ子  
二 障害年金ヲ受クル者ガ發疾ト  
爲リタル當時ヨリ引續キ不具廢  
疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又  
ハ子

第三十八條中「死亡シタル際」の  
下に「其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子  
ルトキハ其ノ子出生ノ際」を加え、  
「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に改  
める。  
第三十九條第三項中「前項」を「第  
一項」に改め、同條同項中死亡シタ  
ル場合の下に「又ハ寡婦年金、寡夫  
年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有  
スル者ガ在ル場合」を加える。  
第四十條 養老年金及障害年金又ハ  
二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ  
有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ  
一ヲ支給ス  
一 年金ノ額ガ異ナルトキハ其ノ  
額ノ中最高額ノ年金  
二 養老年金ノ額ト障害年金ノ額  
トガ同ジキトキハ障害年金  
三 二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジ  
キトキハ從前ノ障害年金  
前項ニ規定スル者ガ第三十五條第  
一項又ハ第三十六條第一項但書前  
段若ハ第四十一條ノ規定ニ該當ス  
ルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支  
給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害

年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタル  
トキハ爾後前項ノ規定ニ依リ支給  
セラレザルシ年金ヲ支給ス  
第四十六條中「遺族年金ノ支給」を  
「遺族年金」に、「死亡シタルトキ其  
ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」を左ノ  
各號ノ一に、「至リタルトキハ」を  
「至リタルトキハ其ノ者ハ」に、「後  
順位者」を「同順位者ナクシテ後順位  
者」に改め、同條に次の四号を加え  
る。  
一 死亡シタルトキ  
二 婚姻（届出ヲ爲サザルモ事實  
上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル  
モノヲ含ム）シタルトキ又ハ養  
子縁組（届出ヲ爲サザルモ事實  
上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ル  
モノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リ  
タルトキ  
三 子又ハ孫（被保険者又ハ被保  
險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引  
續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナ  
キ者ヲ除ク）ガ十六歳ニ達シタ  
ルトキ  
四 不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ  
爲遺族年金ヲ受クル者ニ付其ノ  
事情止ミタルトキ  
第四十六條ノ二第一項中「所在不  
明ナルトキ」の下に「同順位者又  
ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者  
ニ支給スベキ」を加え、同條第二項  
中「期間中」の下に「其ノ停止シタル  
」を加え、「當該次順位者」を「同順位  
者又ハ次順位者」に改める。

第五節を第六節とし、以下第七節  
まで一節ずつ繰下げ、第四十七條の  
次に左の一節を加える。  
第五節 寡婦年金、寡夫年  
金及遺兒年金  
第四十七條ノ二 被保険者タリシ期  
間六月以上二十年未滿ナル被保險  
者ガ死亡シタル場合若ハ被保險者  
ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ  
負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因  
リ其ノ資格喪失後二年以内ニ死亡  
シタル場合又ハ別表第一ニ定ムル  
障害ノ程度一級ニ該當シタルニ因  
リ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタ  
ル場合ニ於テハ其ノ者ノ寡婦若ハ  
寡夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ寡  
夫年金又ハ遺兒年金ヲ支給ス但シ  
遺兒年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦  
年金又ハ寡夫年金ヲ支給スベキト  
キハ其ノ期間中ニ支給セズ  
第四十四條但書ノ規定ハ前項ノ場  
合ニ之ヲ準用ス  
第四十七條ノ三 寡婦年金若ハ寡夫  
年金又ハ遺兒年金ノ額ハ前條ニ規  
定スル被保險者若ハ被保險者タリ  
シ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル  
者ノ平均標準報酬月額ノ二分分ト  
ス  
遺兒年金ヲ受クベキ子二人以上在  
ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ  
子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付  
二千四百圓ヲ増額シタル額ヲ以テ  
遺兒年金ノ額トス  
第四十七條ノ四 第二十六條ノ六第  
一項第二號ニ規定スル子ノ在ルトキ  
ハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前  
條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス  
第四十七條ノ五 寡婦年金若ハ寡夫  
年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第

四十六條各號ノ一ニ該當スルニ至  
リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若  
ハ寡夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル  
權利ヲ失フ  
第四十七條ノ六 寡婦年金又ハ寡夫  
年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上  
所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支  
給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在  
不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年  
金又ハ寡夫年金ノ支給ヲ停止スル  
コトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ寡  
夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ  
於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給  
ス  
第四十六條ノ二ノ規定ハ遺兒年金  
ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在  
不明ナル場合ニ之ヲ準用ス  
第四十七條ノ七 寡婦年金又ハ寡夫  
年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其  
ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十七條  
ノ二第一項ニ規定スル被保險者  
若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年  
金ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル  
子ノ在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺  
兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又  
ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル  
者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四  
十七條ノ二第一項ニ規定スル被  
保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ  
障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時  
胎兒タル子ノ在ルトキハ其ノ子出生  
ノ際）他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子  
ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル  
一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タ  
リシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ  
遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障  
害年金、寡婦年金、寡夫年金又ハ遺  
兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケ

年金額ノ規定ニ依リ勞働能力ナキ  
爲遺族年金ヲ受クル者ニ付其ノ  
事情止ミタルトキ  
第四十六條ノ二第一項中「所在不  
明ナルトキ」の下に「同順位者又  
ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者  
ニ支給スベキ」を加え、同條第二項  
中「期間中」の下に「其ノ停止シタル  
」を加え、「當該次順位者」を「同順位  
者又ハ次順位者」に改める。  
第四十七條中「遺族年金ノ支給」を  
「遺族年金」に、「場合」を「際（被保險  
者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時  
胎兒タル子ノ在ルトキハ其ノ子出生ノ  
際）」に、「後順位者」を「者」に改める。

タル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十七條ノ第二項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ者ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給シタル金ニ相當スル額トス

第三十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 被保險者タリシ期間五年以上二十年未満ナル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歳ヲ超エタルトキ若ハ五十歳ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

被保險者タリシ期間六月以上二十年未満ナル被保險者ガ死亡ニ因リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ被保險者タリシ期間六月以上二十年未満ナル女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、健康保險法ノ規定ニ依ル傷病手當金若ハ出産手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險法ノ規定ニ依ル失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脱退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第一類第七号 厚生委員會議錄 第十号 昭和二十三年六月十六日

第四十九條中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第五十二條第一項中「障害手當金又ハ遺族年金」を「障害手當金、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又ハ遺兒年金」に、同條第二項中「第三十九條若ハ第四十七條」を「第三十九條、第四十七條若ハ第四十七條ノ七」に、「遺族年金」を「遺族年金、寡婦年金、寡夫年金若ハ遺兒年金」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條中「障害年金又ハ遺族年金」を「障害年金、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又ハ遺兒年金」に改める。

第五十七條第一項を次のように改める。

國庫ハ保險給付ノ計算ノ基礎ト爲リタル被保險者タリシ期間ニ基キ左ノ區別ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

一 被保險者タリシ期間ノ全部ガ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ二

二 被保險者タリシ期間ノ全部ガ坑内夫タル被保險者以外ノ被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一

三 被保險者タリシ期間ノ一部ガ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ノ外坑内夫タル被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額ノ其ノ額ト坑内夫タル被

保險者以外ノ被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額トノ合算額ニ對スル割合ヲ其ノ保險給付ニ要スル費用ニ乘ジテ得タル額ノ十分ノ一

第五十八條第二項を削る。

第五十八條ノ二 保險料額ハ第二十四條第一項(第二十五條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

保險料率ハ坑内夫タル被保險者ニ關シテハ千分ノ百二十三、其ノ他ノ男子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ九十四及女子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ五十五トス

第六十條ノ二 毎月ノ保險料ハ翌月末日(第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日)迄ニ之ヲ納付スベシ

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

ト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十條ノ三 保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納處分ヲ受ケタルキ

二 被保險者ノ使用セラルル事業所ガ閉止セラレタルトキ

三 強制執行ヲ受ケタルトキ

四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五 競賣ノ開始アリタルトキ

六 被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

第六十一條 事業主ハ被保險者ニ對シ金銭ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料(被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタル場合ニ其テハ前月分及其ノ月分ノ保險料)ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作成シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

「第五章 審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章 審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十二條第一項中「社會保險審査會」を「厚生年金保險審査會」に改める。

第六十三條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「厚生年金保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十四條 保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ

就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條 厚生年金保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ二、厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ三 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ四 厚生年金保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ五 厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ六 厚生年金保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ七 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査會ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道

府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得  
 審査ノ請求ガ管轄運ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且ツ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ  
 第六十五條ノ八 保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得  
 第六十五條ノ九 保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ説明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得  
 第六十五條ノ十 保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參事人ハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得  
 保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

得  
 審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得  
 第六十五條ノ十二 保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得  
 第六十五條ノ十三 保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ  
 第六十五條ノ十四 審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス  
 第六十五條ノ十五 保險審査官、厚生年金保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ  
 第六十六條 審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得  
 前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百八條第二項及第五百五十九條ノ規定ヲ準用ス  
 第六十六條ノ二 保險審査官及厚生年金保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第七十二條 昭和十七年六月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ昭和十九年法律第二十一號(労働者年金保險法中改正法律)ニ依リ改正前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歳(坑内夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ額ハ第四十九條ノ規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受ケタル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ  
 別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

| 級 | 障害年金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ状態                        |
|---|---|
| 一 | 兩眼ノ視力〇・〇以下ニ減シタルモノ                         |
| 二 | 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇以下ニ減シタルモノ                    |
| 三 | 咀嚼ノ機能ヲ發シタルモノ                              |
| 四 | 言語ノ機能ヲ發シタルモノ                              |
| 五 | 十指ヲ失ヒタルモノ                                 |
| 六 | 前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ勞働能力ヲ喪失シタルモノ |

別表第二

| 級 | 障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ状態                           |
|---|---|
| 一 | 脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ                              |
| 一 | 一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ                             |
| 二 | 一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ                             |
| 三 | 一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ                   |
| 四 | 一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ發シタルモノ                   |
| 五 | 一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ                      |
| 六 | 十趾ヲ失ヒタルモノ                                     |
| 七 | 前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ勞働能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ |

|    |  |
|----|--|
| 二  | 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ   |
| 三  | 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四〇種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ |
| 四  | 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ   |
| 五  | 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ   |
| 六  | 脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ  |
| 七  | 一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ   |
| 八  | 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ   |
| 九  | 一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ  |
| 一〇 | 長管狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ  |
| 一一 | 一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ五指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ  |
| 一二 | 一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ   |
| 一三 | 一足ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ失ヒタルモノ   |
| 一四 | 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ   |
| 一五 | 前各號ニ掲グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ勞働能力ニ制限ヲ有スルモノ   |

別表第三

| 障<br>害<br>手<br>當<br>金 | 障<br>害<br>手<br>當<br>金 |    |
|-----------------------|-----------------------|----|
|                       | 一級                    | 二級 |
| 月數                    | 五月                    | 四月 |
| 一〇                    |                       |    |

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四

| 被保險者タリシ期間 |       | 被保險者タリシ期間 |        |
|-----------|-------|-----------|--------|
| 六月以上      | 日數 一五 | 三年以上      | 日數 七〇  |
| 一年以上      | 日數 三〇 | 四年以上      | 日數 九〇  |
| 二年以上      | 日數 五〇 | 五年以上      | 日數 一一〇 |

別表第五

| 被保險者タリシ期間 | 五年以上 | 八年以上 | 一一年以上 | 一四年以上 | 一七年以上 |
|-----------|------|------|-------|-------|-------|
| 六年以上      | 一三〇日 | 一三〇日 | 一三〇日  | 一三〇日  | 一三〇日  |
| 七年以上      | 一五〇日 | 一五〇日 | 一五〇日  | 一五〇日  | 一五〇日  |
| 八年以上      | 一七五  | 一七五  | 一七五   | 一七五   | 一七五   |
| 九年以上      | 二〇〇  | 二〇〇  | 二〇〇   | 二〇〇   | 二〇〇   |
| 一〇年以上     | 二二五  | 二二五  | 二二五   | 二二五   | 二二五   |
| 一一年以上     | 二五〇  | 二五〇  | 二五〇   | 二五〇   | 二五〇   |
| 一二年以上     | 二八〇  | 二八〇  | 二八〇   | 二八〇   | 二八〇   |

| 被保險者タリシ期間 | 労働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラレタル期間 |      |       |       |       |
|-----------|---|------|-------|-------|-------|
|           | 五年以上  | 八年以上 | 一一年以上 | 一四年以上 | 一七年以上 |
| 六年以上      | 二〇〇日  | 二〇〇日 | 二〇〇日  | 二〇〇日  | 二〇〇日  |
| 一年以上      | 四〇  | 四〇   | 四〇    | 四〇    | 四〇    |
| 二年以上      | 六〇  | 六〇   | 六〇    | 六〇    | 六〇    |
| 三年以上      | 八〇  | 八〇   | 八〇    | 八〇    | 八〇    |
| 四年以上      | 一〇五   | 一〇五  | 一〇五   | 一〇五   | 一〇五   |
| 五年以上      | 一三〇   | 一三〇  | 一三〇   | 一三〇   | 一三〇   |
| 六年以上      | 一六〇   | 一六〇  | 一六〇   | 一六〇   | 一六〇   |
| 七年以上      | 一九〇   | 一九〇  | 一九〇   | 一九〇   | 一九〇   |
| 八年以上      | 二二〇   | 二二〇  | 二二〇   | 二二〇   | 二二〇   |
| 九年以上      | 二五〇   | 二五〇  | 二五〇   | 二五〇   | 二五〇   |
| 一〇年以上     | 二八〇   | 二八〇  | 二八〇   | 二八〇   | 二八〇   |
| 一年以上      | 三〇〇   | 三〇〇  | 三〇〇   | 三〇〇   | 三〇〇   |
| 二年以上      | 三三〇   | 三三〇  | 三三〇   | 三三〇   | 三三〇   |
| 三年以上      | 三六〇   | 三六〇  | 三六〇   | 三六〇   | 三六〇   |
| 四年以上      | 三九〇   | 三九〇  | 三九〇   | 三九〇   | 三九〇   |
| 五年以上      | 四二〇   | 四二〇  | 四二〇   | 四二〇   | 四二〇   |
| 六年以上      | 四五〇   | 四五〇  | 四五〇   | 四五〇   | 四五〇   |
| 七年以上      | 四八〇   | 四八〇  | 四八〇   | 四八〇   | 四八〇   |
| 八年以上      | 五一〇   | 五一〇  | 五一〇   | 五一〇   | 五一〇   |
| 九年以上      | 五四〇   | 五四〇  | 五四〇   | 五四〇   | 五四〇   |
| 一〇年以上     | 五七〇   | 五七〇  | 五七〇   | 五七〇   | 五七〇   |
| 一年以上      | 六〇〇   | 六〇〇  | 六〇〇   | 六〇〇   | 六〇〇   |
| 二年以上      | 六三〇   | 六三〇  | 六三〇   | 六三〇   | 六三〇   |
| 三年以上      | 六六〇   | 六六〇  | 六六〇   | 六六〇   | 六六〇   |
| 四年以上      | 六九〇   | 六九〇  | 六九〇   | 六九〇   | 六九〇   |
| 五年以上      | 七二〇   | 七二〇  | 七二〇   | 七二〇   | 七二〇   |
| 六年以上      | 七五〇   | 七五〇  | 七五〇   | 七五〇   | 七五〇   |
| 七年以上      | 七八〇   | 七八〇  | 七八〇   | 七八〇   | 七八〇   |
| 八年以上      | 八一〇   | 八一〇  | 八一〇   | 八一〇   | 八一〇   |
| 九年以上      | 八四〇   | 八四〇  | 八四〇   | 八四〇   | 八四〇   |
| 一〇年以上     | 八七〇   | 八七〇  | 八七〇   | 八七〇   | 八七〇   |

第二條 勞働者年金保險法中改正法律(昭和十九年法律第二十一号)附則の一部を次のように改正する。

第四條 第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(従前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者トアリ得ル者ヲ除ク)ニシテ昭和十九年十月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依リ被保險者タルモノガ被保險者タルシ期間二十年未滿ニシテ五十歳(抗内夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歳)ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脱退手當金ノ額ハ第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬日額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三條 健康保險法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則の一部を次のように改正する。

第七條中「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に改め、「又ハ第四十九條ノ二」を削る。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二條 この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續いて被保險者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

第三條 厚生年金保險法第三十七條ノ改正規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同條ノ規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、被保險者又は被保險者であつた者が發疾となつた場合において、その發疾の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間(繼續して被保險者であつた期間が三月未滿であるときは、其の期間。以下同じ)の標準報酬月額を平均した標準報酬月額(この標準報酬月額より、その發疾となつた日又はその發疾前においてその發疾となつた者が被保險者の資格を喪失した場合にあつてはその喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額)が多額なときは、その標準報酬月額とする。

第四條 厚生年金保險法第四十七條ノ三第一項の規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同條同項の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、左の各号の一に掲げる標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額とする。  
一 同法第四十七條ノ二第一項の

規定による被保險者又は被保險者であつた者が死亡した場合にあつては、その死亡の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月金の標準報酬月額を平均した標準報酬月額(この額より、その被保險者の資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額)。

二 同法第四十七條ノ二第一項の規定による障害年金を受ける者が死亡した場合にあつては、障害年金の額の計算の基礎となつた標準報酬月額。

第五條 この法律施行の日において、業務上の事由に因る障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則第四條若しくは附則第五條又は厚生年金保險法第三十七條第一項の改正規定にかかわらず、従前の障害年金の額の五倍に相當する額とする。  
2 厚生年金保險法施行令(昭和十六年勅令第千二百五十号)別表第一の定による發疾の程度十級(労働者年金保險法施行令中改正ノ件(昭和十九年勅令第百六十三号)別表第一の定による發疾の程度第一級から第三級までを含む)に該当したことによつて障害年金を受ける者の配偶者又は子であつて、左の各号の一に該当するものがあるときは、その配偶者又は子一人について二千四百円をその障害年金の金額に加給する。

一 障害年金を受ける者が發疾になつた当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は十六才未滿の子  
二 障害年金を受ける者が發疾になつた当時より引き續いて不具發疾のため労働能力のない配偶者又は子

第六條 この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則第四條から附則第六條までの規定にかかわらず、従前の遺族年金の額の五倍に相當する額とする。

2 前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。  
第七條 前條第一項の規定により、被保險者又は被保險者であつた者の配偶者に遺族年金を支給する場合においては、その者に遺族年金を受けることのできる遺族たる子があるときは、その子一人について二千四百円を加給する。  
第八條 この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則第五條の規定によつて、障害年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定について、附則第五條の規定を準用する。  
第九條 この法律施行の日の翌日以

後において、健康保險法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則第五條又は附則第六條の規定によつて、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する遺族年金の額の算定については、附則第六條の規定を準用する。

第十條 健康保險法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則第四條から第六條までの規定によつて遺族年金を受ける者に対しては、厚生年金保險法第四十七條ノ二第一項の規定による年金は、これを支給しない。  
第十一條 厚生年金保險法第五十八條ノ二第二項の規定による保險料率は、当分の間、これを抗内夫である被保險者に関しては千分の三十五、その他の男子である被保險者に関しては千分の三十三及び女子である被保險者に関しては千分の三十三とする。

第十二條 厚生年金保險法第四條の改正規定及び第四條の二の規定にかかわらず、養老年金の額(同法第四十五條の規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む)の計算に關しては、前條に規定する期間の標準報酬月額は、これを三百円とする。  
第十三條 この法律施行の日において、現に存する保險審査官、社會保險審査会及びその職員は、この法律に基く相當の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。  
第十四條 厚生年金保險法第五十七條第一項の改正規定は、附則第五

條又は附則第六條(附則第八條又は附則第九條の規定によつて準用する場合を含む。)の規定によつて、増額せられる障害年金又は遺族年金のその増額せられる部分については、これを適用しない。

國民健康保險法の一部を改正する法律案

國民健康保險法の一部を改正する法律

國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に、「國民健康保險組合連合会」を「國民健康保險團體連合会」に、「組合連合会」を「連合会」に、「組合」を「事業」に、「法人」を「國民健康保險」に、「社団法人」に改める。

第二條 國民健康保險ハ市町村(特別區ヲ含ム以下同ジ)之ヲ行フ

第三條ノ二 國民健康保險組合(以下組合ト稱ス)又ハ營利ヲ目的トセザル社団法人ハ市町村ガ國民健康保險ヲ行ハザル場合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

組合ハ其ノ名稱中ニ國民健康保險組合ナル文字ヲ用フベシ

國民健康保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ國民健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第二條ノ三 本法ニ於テ保險者ト稱スルハ前二條ノ規定ニ依ル國民健康保險ヲ行フ市町村、組合及國民健康保險ヲ行フ社団法人ヲ謂フ

第三條第一項中「一年」を「二年」に、同條第三項中「組合ガ規約」に

ムル所ニ依リテ爲ス」を命令ノ定ムル所ニ依リテ爲ス」に改める。

第七條中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改める。

第七條ノ二 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滞納スル者アルトキハ國民健康保險ヲ行フ市町村ハ地方自治法第二百二十五條第一項、第三項乃至第五項及第十項ノ規定ニ依リテ之ヲ處分ス

第八條第二項中「町村制第百十一條第一項及第四項」を地方自治法第二百二十五條第一項、第三項及第四項に改める。

第八條ノ次に次の第二章を加える。

第二章 事業

第八條ノ二 保險者ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル保險者ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得

保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得

特別ノ事由アル保險者ハ條例、規約又ハ社団法人ニ在リテハ國民健康保險ニ關スル規定(以下規程ト稱ス)ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトト爲スコトヲ得

第八條ノ三 療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス保險者其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其ノ他必要ナル場合ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得

第八條ノ四 保險者ハ醫師、齒科醫師、藥劑師其ノ他ノ者ノ中ヨリ其ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者ヲ定ムベシ、療養ノ給付ヲ擔當スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者タルコトヲ辭スルコトヲ得

第八條ノ五 保險者ハ療養ノ給付ヲ擔當スル者ト協議シ上社會保險診療報酬算定協議會ニ於テ審議シタル國民健康保險ノ診療報酬額ノ標準額ヲ基準トシテ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ヲ定メ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

普通國民健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人前項ノ規定ニ依リ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ

第八條ノ六 前二條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ガ定マラザルトキハ保險者ハ國民健康保險審査會ニ對シ其ノ決定ニ付轉送ヲ請求スベシ

第八條ノ七 國民健康保險ノ診療報酬ノ標準額ヲ審議スル爲メ社會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク

協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ厚生大臣各同數ヲ委嘱ス

前項ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依リ前二項ノ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條ノ八 保險者ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者世帯主タル被保險者ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ屬スル世帯ノ世帯主タル被保險者)ヨリ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ世帯主タル被保險者トアルハ普通國民健康保險組合ニ在リテハ世帯主タル組合員、特別國民健康保險組合ニ在リテハ組合員トス

第八條ノ九 保險者ハ被保險者ノ療養若ハ助産ノ給付又ハ被保險者ノ健康ノ保持増進ノ爲メ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ十 保險者ハ其ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲メ保險料ヲ世帯主タル被保險者(普通國民健康保險組合ニ在リテハ世帯主タル組合員、特別國民健康保險組合ニ在リテハ組合員)ヨリ徵收ス

保險者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第八條ノ十一 保險給付ノ種類範圍支給期間及支給額、保險料ノ額徵收方法及減免其ノ他保險給付及保險料ニ關シ必要ナル事項ハ條例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三章 國民健康保險ヲ行フ市町村

第八條ノ十二 市町村ハ國民健康保險ヲ行ハントスルトキハ國民健康保險ニ關スル條例ヲ制定スベシ

前項ノ規定ニ依ル條例ノ制定、變更又ハ廢止ニ付テハ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

第八條ノ十三 國民健康保險ニ關スル條例ニハ左ノ事項ニ付本法ニ於テ定ムルモノノ外必要ナル事項ヲ規定スベシ

一 被保險者ノ資格ニ關スル事項

二 保險給付ニ關スル事項

三 保險料ニ關スル事項

四 重要ナル財産及營造物ニ關スル事項

五 其ノ他重要ナル事項

第八條ノ十四 國民健康保險ヲ行フ市町村ノ被保險者ハ其ノ區域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者及船員保險ノ被保險者 但シ船員保險法第二十條第二項ノ規定ニ依リ被保險者ヲ除ク

二 特別國民健康保險組合ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ條例ヲ以テ定ムルモノ

前項但書ノ規定ニ依リ被保險者タル資格ナキ世帯主ニシテ其ノ世帯ニ被保險者タルベキ者アルトキハ第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ世帯主タル被保險者ト看做ス

第八條ノ十五 國民健康保險ヲ行フ市町村ハ條例ヲ以テ保險料其ノ他ノ徵收金ノ徵收ニ關シ二千圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

第八條ノ十六 國民健康保險ヲ行フ市町村ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ノ豫算、準備金ノ處分、條例ヲ以テ定ムル重要ナル財産ノ取得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テハ協議會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ都道府縣知事ニ報告スベシ

第八條ノ十七 國民健康保險ヲ行フ市町村ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ニ付特別會計ヲ設ケベシ

第八條ノ十八 國民健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ國民健康保險ヲ行フ市町村ニ國民健康保險運営協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ置ク

協議會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、醫師又ハ齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ議會ノ議決ヲ經テ市町村長五人以上ヲ委嘱ス

第八條ノ十九 協議會ハ國民健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付市町村長ノ諮問ニ應ジテ審議シ又ハ必要アルトキハ當該市町村長ニ建議スルコトヲ得ルモノトス

國民健康保險ヲ行フ市町村ノ被保險者其ノ他ノ利害關係者ヨリ國民健康保險ニ關スル意見ノ開陳アリタルトキハ協議會ハ之ヲ受理シ意見ヲ附シテ當該市町村長ニ提出スベシ

第八條ノ二十 前條第一項ノ規定ニ依ル諮問アリタルトキハ協議會ハ其ノ都度之ヲ開キ速ニ答申スベシ前項ノ規定ニ依ル場合ノ外協議會ハ特別ノ事由ナキ限り毎月一回之ヲ開キ其ノ他ノ事項ヲ審議シ必要ナル事項ヲ市町村長ニ報告スベシ

第八條ノ二十一 協議會ハ毎年一回當該年度内ニ於テ國民健康保險事業ニ關シ審議シタル事項及其ノ他必要ナル事項並ニ之ニ關スル意見ヲ取纏メ市町村長ニ報告スベシ市町村長前項ノ規定ニ依ル報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ市町村ノ議會ニ提出スルト共ニ之ヲ公表スベシ

第八條ノ二十二 本法ニ規定スルモノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

「第二章 國民健康保險組合」を「第四章 國民健康保險組合」に改める。

第十條第一項中「世帯主」を「世帯主及其ノ世帯ニ屬スル成年者」に、同條第三項中「市町村」を「又ハ二以上ノ市町村」に改める。

第十一條 組合ヲ設立セントスルトキハ十五人以上ノ發起人ニ於テ規約ヲ作り組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得タル上關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルヲ要ス

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ

組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十一條ノ二及び第十一條ノ三を削る。

第十三條 普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十八條乃至第二十四條削除  
第十九條ノ二乃至第十九條ノ五を削る。  
「第三節 管理」を「第二節 管理」に改める。  
第二十五條第三項及び第四項を次のように改める。  
組合會議長ハ組合會議員ニ於テ、組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス  
組合會議員ノ定數ハ左ノ基準ニ依リ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ  
一 組合員二千未満ノ組合 二十二  
二 組合員二千以上五千未満ノ組合 二十六  
三 組合員五千以上一萬未満ノ組合 三十二  
四 組合員一萬以上二萬未満ノ組合 三十六  
五 組合員二萬以上五萬未満ノ組合 四十八  
六 組合員五萬以上十五萬未満ノ組合 四十六  
七 組合員十五萬以上二十萬未満ノ組合 五十八  
八 組合員二十萬以上三十萬未満ノ組合 五十四  
九 組合員三十萬以上ノ組合 五十八

得ズ  
一 未成年者  
二 禁治産者又は準禁治産者  
三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者  
第二十六條第二項中「決議ハ」の次に「關係市町村長ヲ經由シテ」を加え、同條同項に次の但書を加える。  
但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ  
第二十八條第一項中「理事數人」を「理事五人以上」に改め、同條第二項中「此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同條第三項中「吏員」の次に「及醫師又ハ齒科醫師」を加える。  
第二十八條ノ二 理事ノ任期ハ二年トス  
第二十九條第二項但書を削る。  
第三十條中「地方長官ノ指揮」を「關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ指揮」に改め、次の但書を加える。  
但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ  
「第四節 分合及解散」を「第三節 分合及解散」に改める。  
第三十四條中「地方長官ノ認可」を「關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上」都道府縣知事ノ認可」に改め、同條に次の但書を加える。  
但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ  
第三十五條第三項中「地方長官ノ認可」を「關係市町村長ヲ經由シテ都

道府縣知事ノ認可」に改め、同條同項に次の但書を加える。  
但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ  
第三十七條第四項中「清算方法及財產處分ニ付テハ」の次に、「關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上」を加え、同條同項に次の但書を加える。  
但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ  
第五章 國民健康保險ヲ行フ社団法人  
第三十七條ノ二 營利ヲ目的トセザル社団法人國民健康保險ヲ行ハントスルトキハ規程ヲ作り關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上都道府縣知事ノ許可ヲ受ケタルヲ要ス  
都道府縣知事ハ營利ヲ目的トセザル社団法人ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ限り前項ノ許可ヲ爲スコトヲ得  
一 定款ヲ以テ一又ハ二以上ノ市町村ノ區域ヲ其ノ地區ト定ムルモノ  
二 地區内ノ世帯主ノ五分ノ四以上其ノ社員タルモノ  
第一項ノ規定ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人ガ規程ヲ變更シ又ハ國民健康保險ヲ廢止セントスル場合ニ之ヲ準用ス  
第三十七條ノ三 國民健康保險ヲ行フ社団法人ノ規程ニハ左ノ事項ニ付本法ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ヲ記載スベシ  
一 被保險者ノ資格ニ關スル事項  
二 保險給付ニ關スル事項  
三 保険料ニ關スル事項

四 其ノ他重要ナル事項

第三十七條ノ四 國民健康保險ヲ行フ社団法人ノ被保險者ハ其ノ社員及社員ノ世帯ニ屬スル者並ニ當該法人ノ地區内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者トス 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者及船員保險ノ被保險者 但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二 特別國民健康保險組合ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ規程ヲ以テ定ムルモノ

前項但書ノ規定ニ依リ被保險者タル資格ナキ世帯主ニシテ其ノ世帯ニ被保險者タルベキ者アルトキハ第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ世帯主タル被保險者ト看做ス

第三十七條ノ五 國民健康保險ヲ行フ社団法人ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ニ付特別會計ヲ設ケベシ

第三十七條ノ六 國民健康保險ヲ行フ社団法人ノ國民健康保險ニ關スル左ニ掲グル事項ハ社員總會又ハ規程ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベキ會議ノ議決ヲ經ベシ

一 收入支出ノ豫算

二 事業報告及決算

三 收入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄

四 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分

五 借入金(時借入金ヲ除ク)

六 其ノ他重要ナル事項

前項第一號、第四號及第五號ニ掲グル事項ノ決議ハ關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十七條ノ七 國民健康保險ヲ行フ社団法人第三十七條ノ二第一項ノ許可ヲ取消サレ若ハ同條第三項ノ規定ニ依リ廢止ノ許可ヲ受ケ又ハ解散シタルトキハ當該社団法人ノ代表者又ハ清算人ハ國民健康保險ニ關スル收支ノ計算及財産處分ニ付關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上都道府縣知事ノ認可ヲ受ケベシ

第三章 國民健康保險組合聯合會

第三十八條中「組合及組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改め、同條に次の二項を加ふる。

第四十條ノ二中「組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改め、第四十一條一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改め、同條に次の二項を加ふる。

第四十二條 第八條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ連合會ニ之ヲ準用ス 但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依リ關係市町村ノ議會ノ議決並ニ第二十六條、第三十條及第三十五條第三項ノ規定ニ依リ關係市町村長ノ經由ハ之ヲ要セズ

第四十三條 監督及補助を「第七章 監督及補助」に改め、

第四十三條第一項中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に、「規約ノ變更」を「條例、規約又ハ規程ノ變更」に改め、同條に次の二項を加ふる。

前項ノ規定ニ依リ普通國民健康保險組合若ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ

第四十四條 第一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改め、

第四十五條 中「地方長官ハ組合若ハ」を「都道府縣知事ハ國民健康保險ヲ行フ市町村ノ議會ノ議決又ハ組合、に、「法令、規約、に法令、條例、規約、規程、に改め、困難ナリト認ムルトキハ」の次に「議決又ハ」を加え、「第五十四條ノ許可」を「第三十七條ノ二第一項ノ許可」に改め、

第四十六條 國民健康保險ヲ行フ社団法人第三十七條ノ二第二項各號ニ定ムル要件ノ一ヲ缺クニ至リタルトキハ都道府縣知事ハ同條第一項ノ許可ヲ取消スベシ

第四十七條 國庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第五十二條 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員及臨時委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

選任ス 但シ特別ノ事由アルトキハ議員ニ非ザル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ゲズ

理事ノ中一人ヲ理事長トス 理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス 第四十一條ノ三 理事ノ任期ハ二年トス

第四十二條 第八條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ連合會ニ之ヲ準用ス 但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依リ關係市町村ノ議會ノ議決並ニ第二十六條、第三十條及第三十五條第三項ノ規定ニ依リ關係市町村長ノ經由ハ之ヲ要セズ

第四十三條 監督及補助を「第七章 監督及補助」に改め、

第四十三條第一項中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に、「規約ノ變更」を「條例、規約又ハ規程ノ變更」に改め、同條に次の二項を加ふる。

前項ノ規定ニ依リ普通國民健康保險組合若ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ

第四十四條 第一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改め、

第四十五條 中「地方長官ハ組合若ハ」を「都道府縣知事ハ國民健康保險ヲ行フ市町村ノ議會ノ議決又ハ組合、に、「法令、規約、に法令、條例、規約、規程、に改め、困難ナリト認ムルトキハ」の次に「議決又ハ」を加え、「第五十四條ノ許可」を「第三十七條ノ二第一項ノ許可」に改め、

第四十六條 國民健康保險ヲ行フ社団法人第三十七條ノ二第二項各號ニ定ムル要件ノ一ヲ缺クニ至リタルトキハ都道府縣知事ハ同條第一項ノ許可ヲ取消スベシ

第四十七條 國庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第五十二條 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員及臨時委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十二條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

臨時委員ハ當該事件ニ關スル斡旋ヲ終了シタルトキ退任ス

規定ニ依リ滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ都道府縣知事ノ之ヲ委嘱ス

斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ國民健康保險審査會ハ前項ニ掲グル委員ノ外斡旋ノ給付ヲ擔當スル者ノ中ヨリ其ノ都道府縣知事ノ委嘱スル臨時委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十二條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

臨時委員ハ當該事件ニ關スル斡旋ヲ終了シタルトキ退任ス

第五十二條ノ五 國民健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第五十二條ノ六 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員及臨時委員

規定ニ依リ滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ都道府縣知事ノ之ヲ委嘱ス

規定ニ依リ滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ都道府縣知事ノ之ヲ委嘱ス

斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ國民健康保險審査會ハ前項ニ掲グル委員ノ外斡旋ノ給付ヲ擔當スル者ノ中ヨリ其ノ都道府縣知事ノ委嘱スル臨時委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十二條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

臨時委員ハ當該事件ニ關スル斡旋ヲ終了シタルトキ退任ス

第五十二條ノ五 國民健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第五十二條ノ六 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員及臨時委員

規定ニ依リ滯納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ都道府縣知事ノ之ヲ委嘱ス

委員各一人以上出席スルニ非ザレバ、幹旋ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十二條ノ七 審査又ハ幹旋ハ出席シタル委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ八 保險給付ニ關スル決定又ハ第五十二條ノ規定ニ關スル決定ニ不服アル者審査ヲ請求スル場合ハ此等ノ決定又ハ處分ヲ爲シタル保險者ノ所在地ヲ管轄スル國民健康保險審査會ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ決定又ハ處分ヲ爲シタル保險者ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

幹旋ノ請求ハ紛争ノ當事者タル保險者又ハ連合會ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル國民健康保險審査會ニ之ヲ爲スベシ

審査及幹旋ノ請求ガ管轄違ナルトキハ國民健康保險審査會ハ速ニ之ヲ所轄國民健康保險審査會ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第五十二條ノ九 國民健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十 國民健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ説明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ 但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十一 國民健康保險審査會審査又ハ幹旋ノ爲必要アリト認めタルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、保險給付ヲ受ク

ベキ者、紛争ノ當事者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國民健康保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第五十二條ノ十二 保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、保險給付ヲ受クベキ者、紛争ノ當事者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ國民健康保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第五十二條ノ十三 國民健康保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十四 國民健康保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第五十二條ノ十五 國民健康保險審査會幹旋ヲ終了シタルトキハ其ノ經過、概要ヲ公表スベシ 但シ紛争ノ解決シタル場合ニ於テ當事者ノ一方又ハ雙方ヨリ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス  
第五十二條ノ十七 第四十八條及第五十二條ニ關スル訴ニ關シテハ組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス  
第五十二條ノ十八 國民健康保險審査會ノ委員若ハ事務ニ従事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ洩スベカラズ  
第五十三條 審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ 但シ審査ノ請求ニ付テハ國民健康保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認めタルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得  
前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百五十八條第二項及第五百五十九條ノ規定ヲ準用ス  
第五十三條ノ二 國民健康保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
「第六章 雜則」を「第九章 雜則」に改める。  
第五十四條 第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ條例制定ノ認可アリタルトキハ其ノ市町村ノ區域内ニ在ル普通國民健康保險組合ハ解散ノ認可、國民健康保險ヲ行フ社團法人ハ第三十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ國民健康保險ヲ廢止スルコトノ許可アリタルモノト看做ス  
普通國民健康保險組合ノ地區ガ二以上ノ市町村ノ區域ニ跨ル場合ニ於テ第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ條例制定ノ認可アリタルトキハ普通國民健康保險組合ハ其ノ認

可アリタル市町村ノ區域ニ依リ分割スルコトニ付認可アリタルモノト看做ス  
國民健康保險ヲ行フ社團法人ガ二以上ノ市町村ノ區域ニ跨ル場合ニ於テ第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ條例制定ノ認可アリタルトキハ第三十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ國民健康保險ヲ廢止スルコトノ許可アリタルモノト看做ス  
第五十四條ノ二 厚生大臣及都道府縣知事保險給付ニ關シ必要アリト認めタルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ト其身ヲ示スベキ證據ヲ攜帶シ關係人ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スベシ  
第五十四條ノ三を削る。  
第五十五條中「道府縣」を「都道府縣」に改める。  
第五十六條 當該官吏若ハ吏員又ハ之等ノ職ニ在リタル者故ナク第五十四條ノ二ノ規定ニ依リ診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ洩シタルトキ亦前項ニ同ジ  
第五十四條ノ二ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
第五十六條ノ二を削る。  
第五十七條中「百圓」を「五千圓」に

改める。  
附則  
第一條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。  
第二條 従前の第十一條の規定により設立された組合で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第十一條の改正規定により設立されたものとみなす。  
2 従前の第五十四條の規定による許可を受けた社團法人で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第三十七條ノ三第一項の許可を受けたものとみなす。  
第三條 組合會議員、組合會議長及び理事長の互選並びに理事の選任は、この法律施行後九十日以内に、これを行わなければならない。  
2 前項の規定により後任者が互選又は選任されたときは、現に在職する組合會議員、理事長及び理事は当然その地位を失う。  
第四條 第八條ノ四及び第八條ノ五の改正規定による療養の給付を担當する者及びこれに支拂わなければならない診察報酬の額は、なお従前の例による。  
第五條 この法律施行の際、現に存する地方社會保險審査會及びその職員は、この法律に基ク相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。  
第六條 この法律の規定は、この法律施行の際、現に存し、又は將來

改める。  
附則  
第一條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。  
第二條 従前の第十一條の規定により設立された組合で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第十一條の改正規定により設立されたものとみなす。  
2 従前の第五十四條の規定による許可を受けた社團法人で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第三十七條ノ三第一項の許可を受けたものとみなす。  
第三條 組合會議員、組合會議長及び理事長の互選並びに理事の選任は、この法律施行後九十日以内に、これを行わなければならない。  
2 前項の規定により後任者が互選又は選任されたときは、現に在職する組合會議員、理事長及び理事は当然その地位を失う。  
第四條 第八條ノ四及び第八條ノ五の改正規定による療養の給付を担當する者及びこれに支拂わなければならない診察報酬の額は、なお従前の例による。  
第五條 この法律施行の際、現に存する地方社會保險審査會及びその職員は、この法律に基ク相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。  
第六條 この法律の規定は、この法律施行の際、現に存し、又は將來

設立される法人若しくは団体が第二章に規定する事業に類する事業を行うことを妨げるものではない。但し、その法人若しくは団体は、その名称中に國民健康保險組合又は國民健康保險團體連合会の文字を用いることができない。

○竹田厚生大臣 たいい議題となりました厚生年金保險法等の一部を改正する法律案について提案の理由を説明申し上げます。

厚生年金保險では標準報酬を基準としたしまして、保險料を徴收し保險金を決定いたしておりますが、この標準報酬月額の最高限は戦時中の六百円がそのままになっておりました、その結果制度全体といたしましては、いわば冬眠の状態にあるのであります。

ところが、最近問題となつております社會保障制度などの関連で、その最高限を一躍改正健康保險と同額の八千五百円に引き上げ、これにつれ、保險給付も実生活に適するようにいたすのであります。これに伴つて増加する保險料につきましては、給付が十数年の將來に約束されております養老給付の面で調節致しまして、保險料率を約三分の一に引き下げ、もつて、被保險者を事業主の負担に沿うように工夫した次第であります。

また、現行制度におきましては、何と申しましても制度自身がいわゆる長期保險でありまして、老後の養老給付を中心と考えられております關係上、被保險者であつた期間二十年未満の者には、障害給付のほかは、掛金拂戻程度の脱退手当金の支給しかなかつたのであります。これ等の者に対しましては、長期保險の保險給付といたし、

残されておりました最後の給付、寡婦年金と遺児年金をこの際新たに加へまして、もつて、制度全体の充実を期したいと存するのであります。

なお、最近の立法趨勢に鑑みまして、從來施行令や施行規則に委任されておりました、被保險者と事業主の權利義務に関する重要事項は、すべてこれを法律の中に規定いたしました、その權利擁護に万全を期したいと存するのであります。

何とぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

次にたいい議題となりました、國民健康保險法の一部を改正する法律案について説明いたします。

昭和十三年七月一日國民の要望に應じて、國民健康保險法が実施せられてから、ここに十年を経過いたしました、その間本事業の経営主体である國民健康保險組合は、全町村の九八%また六大都市を除く市部の六三%に組合が設立されました、しかし、その組合数は一万余、被保險者数は四千万人余に達して、わが國の社會保險として、最大なものとなりました。この中多くの組合は昭和十七年、十八年にわたり設立されたものであります。ところが、組合がいよゝ本格的の活動に移るべきところから、戦禍は内地周辺に及び、組合事業の運営は、非常な苦境に陥つたのであります。しかし、その間、關係者は鋭意組合の育成に努力してきたのであります。たゞ、終戦を契機として起つた種々の悪條件に支配されて、組合の約半数は不振状態となりました。申すまでもなく、最近における國民大衆の生活において、医療費負

担の問題は非常な重圧を感じてまいりました。この問題の解決は國民健康保險組合の活発なる活動にまつところが多いのであります。ここににおきまして政府は、本制度を一層強力なものとして、これによつて現下國民の生活安定と社會平和の一端に資したいと念願してゐるのであります。

本制度の改善に關しましては、すでに關係方面から種々要望されておりますので、これらを考慮に入れて、ここに本法の改正案を提出した次第であります。今回の改正案のおもなる点は、第一に國民健康保險を行う者は、原則として國民健康保險組合であります。が、ただ営利を目的としない社団法人にして、一定の要件を具備するものについては、組合の事業を行うことを認めておきます。

今回の改正において、國民健康保險を行う者は、原則として、市町村又は市町村組合といたしました。しかし市町村において、これを行わない場合に

おいては、國民健康保險組合または營利を目的としない社団法人に認めることといたしました。

これは本制度の性質に鑑み、市町村が行ふことが適當であると考へたのと、事実本事業が市町村行政と密接な關係にありまして、むしろ市町村の行政の中に取り入れることが事業運営上便利であり、かつ、効果的と思はれる点が多いからであります。

第二に本制度は任意保險の建前でありまして、従つて組合員の加入も、脱退も原則として任意であります。しかし本制度のごとき公的施設は任意制度の形態では、その目的達成に幾多不便の点があるのであります。海外先進國の例について見ましても、この種制度は強制主義に切り換えられてゐる情勢にあります。現在國民健康保險組合の事業が不円滑であることは、こうしたところにも一原因がひそんでゐるのであります。

今回の改正におきましては、市町村が國民健康保險を行うとき、または普通國民健康保險組合が設立されたとき、もしくは社団法人に対し國民健康保險を行うことの許可があつたときは、その地区内の世帯主及びその世帯に屬する者は、他の社會保險または法令による共済組合の被保險者もしくは組合員その他特別の事情のある者を除き、他はすべてこれを被保險者とする

ことといたしました。すなわちこれによつて現在の任意制度に一步進めて、ある程度強制保險の方向によらしめ、もつて本制度の弱点を補ひ、また將來わが國に実施せられることと予想せられる社會保障制度に近づけたものであります。

第三に普通國民健康保險組合の構成分子である組合員は、現在におきましては、その地区内の世帯主であります。が、今回の改正におきましては、これを地区内の世帯主及びその世帯に屬する成年者といたしました。すなわち組合員の範囲を拡大して多数の者を組合の運営に参画させて組合の存立を強化しようとするものであります。

第四に組合の地区は、市町村の地域によることを原則といたしております。が、今回の改正におきましては一または二以上の市町村の区域といたしました。すなわち危険分散の範囲を拡大し、組合の財政的基礎を強固にしようとするものであります。なおこのこと

は社団法人の場合においても同様であります。

第五に療養の給付を担当する医師、齒科医師、藥劑師は、現在において、都道府縣知事がこれを定める強制指定制度であります。が、今回の改正におきましては、被保險者と療養を担当する者が契約によつて、これを決定することにした。従つて療養を担当しようとする意見を有する者のみがこれに、携はることになります。が、その間におのずから了解もでき、医療の給付も円満に行われることと存じます。

また療養担当者に支拂うべき額も被保險者と療養担当者とが話し合ひの上で定めて、都道府縣知事の承認を受けることといたしました。従つて地方々々の実情に即した額が定まり、その額に妥當性を得られることと存じます。

その他、権利の救済等事務的關係事項に若干の改正を加えた点があります。が、要は現在の國民健康保險の短所を補ひ、これによつて事業運営の活発化をはかり、本制度が眞に國民大衆の実生活に即したものにしたいと考へたものであります。

○山崎委員長 それではたいいまいより本日審査の予定であります各案について懇談いたしたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければただいまより懇談会に入ります。

〔午後三時十五分懇談会を終る〕

○山崎委員長 懇談会に入りました以前に引続き會議を開きます。麻薬取締法

案及び大麻取締法案を議題といたしまして審査に入ります。

○榊原(幸)委員 大麻取締法案第五章第二十二條に「大麻草の栽培区域及び栽培面積は厚生大臣及び農林大臣がこれを定める」とありますが、これと食糧確保臨時措置法案との関係はどうなっておりますか。

○久下政府委員 大麻草の栽培区域及び栽培面積については、農林大臣がその大綱を定め、これに基づいて厚生大臣がその細部を定めることになっておりますので、農林大臣が大綱を定めると、食糧確保臨時措置法案との関係を調整するものと考えられます。

○榊原(幸)委員 たいだいまの政府委員の答弁は了承いたしました。主要食糧の栽培地が大麻草の栽培地と重複しないという点も事実と違うので、両法の運用上多大の問題を起すと思ふが、政府はいかに考えますか。

○久下政府委員 大麻草の栽培地と主要食糧の栽培地とが全然重複しないと申しただけではないのであります。さうな場合にも、大麻草の栽培地に關して大綱を決定する農林大臣が食糧確保臨時措置法との関係を調整することと考へるのであります。

○榊原(幸)委員 麻薬取締法第二條第十二項に家庭麻薬の定義があるが、この規定によつて、實際上支障を來すおそれはありませんか。

○久下政府委員 支障ないものと考え居ります。

○榊原(幸)委員 麻薬取締法第十四條第一項但書に、病院、診療所の麻薬管

理者が記録をつくらなければならぬ規定がありますが、これは各医師が診療録に麻薬の使用に關して記載する以外に、別に管理者が帳簿に記入しなければならぬという意味ですか。

○久下政府委員 さうであります。○榊原(幸)委員 第三十九條の規定によると、麻薬中毒患者で、麻薬を絶対に用いないことにすると生命の危険があるというよう者に對しても、麻薬を使用することができないことになり、適當でないと思ふが政府はどう考へますか。

○久下政府委員 麻薬中毒患者に禁断療法を施す場合、麻薬を與えないからといつて、そのために生命の危険を生ずるといふことはないと承知してあります。

○榊原(幸)委員 もし生命の危険を生ずることがあつたらどうしますか。

○久下政府委員 さうなことはないと思ふが、もしあつたら適當に考へます。

なお食糧確保臨時措置法案と大麻草の栽培面積との関連につきまして申し上げます。主要食糧の生産数量及び供出数量は食糧確保臨時措置法案第三條の規定によりまして、農林大臣が都道府縣別に定めることになっておられます。従いましてその栽培面積もおのづから定まるものであります。従來の裏作反別を見ますと、主要食糧の栽培面積のほが工農農産物の栽培面積が約十三万町歩ございます。この中に大麻栽培面積である五千町歩が含まれております。従いまして主要食糧の栽培面積には何ら關係がございません。大麻草の從來の裏作反別は許可面積である五千町歩以内でありますので、大体に

おいて栽培者の希望通り栽培を許可することができるとあります。

(以下速記)

○山崎委員長 ではこれから速記を始めてください。

○榊原(幸)委員 その点に關してはまだ了解に苦しむのでございまして、これは一應当局におかれて農林当局とよく御相談の上、食糧確保臨時措置法案とのつながりをはつきりさしていただきたいと存じます。

○久下政府委員 たいだいまの榊原委員の御発言につきましては十分農林当局とも話し合ひをいたしまして、調整をはかるようにいたします。

○山崎委員長 大麻取締法案に關する質疑はございませんか。

○山崎委員長 それでは大麻取締法案に關する質疑を打ち切ります。

○山崎委員長 次に麻薬取締法案及び民生委員法案の審議に入ります。質疑を許します。

○榊原(幸)委員 麻薬取締法案第二條十二項で、これらの麻薬の含有量が示されておられますが、これを大量に集めまして、これから麻薬を抽出する上うなおそれはないのでございませうか。

○久下政府委員 事実にそつうな心配はないものと考えます。

名数量及び施用又は交付の年月日を記入し」ということがあるのであります。在來の事例から申しますと、これらの病院、診療所におきましては、その交付の日にも便宜診療のカルテ記載の日をもつて代用されておるのであります。このたびの法案によりますと、これらの病院における診療担当者には責任をもたず、ただ管理者のみが責任をもつてこれらの記録をはつきりしなければならぬことになり、非常に煩雜なることが起つてくるのであります。この場合にカルテその他の記載をもつて便宜これにかえるというお考えはございませんか。

○久下政府委員 この場合に麻薬管理者に特別な措置をお願いしてありますのは、たいだいまお話のございましたカルテとは別のものを考へておられます。カルテにこつした記載をするとはもちろんありませんが、それ以外に麻薬管理者が毎日麻薬を交付した量、何時にどれだけのものを出したという品名、数量と、その年月日を毎日集計して記載をしていただくという意味でございませうか。

○榊原(幸)委員 それではその一日の集計でよろしうございませうか。

○久下政府委員 それで結構でございます。

○榊原(幸)委員 第三十九條の中毒を治療するために麻薬を施用することができないということがあります。現今の麻薬の禁断療法によりまして、強力な麻薬中毒患者を、初めから麻薬を使わないで禁断療法をするという實際的療法があるのではありませんか、承りましたと存じます。

○久下政府委員 麻薬中毒者の治療のためには、麻薬を使わないということが最も理想的な療法であり、それ以外に治療の方法がないように考へておりますので、さうな特殊な麻薬中毒患者でありまして、これを治療いたしますためには、麻薬を使わないでやるという建前でないと思ひます。

○榊原(幸)委員 實際上強力なる中毒患者の場合には、急激に禁断療法をすることによつて、麻痺その他が烈くなつて、生命の危険を來す場合があるものであります。その場合におも中患者には麻薬を施用することを禁止しようというお考えはございませんか。

○久下政府委員 私どもとしては、麻薬中毒患者に麻薬の施用を禁止いたすために、生命の危険に瀕するといふような事例を聞いておらないのでございませうか。

○榊原(幸)委員 それでは生命の危険がないという前提のもとにこの法律をおつくりになつたのであります。もしも事實上生命の危険があるという場合には、便法としてこれをお認めくださいますかどうかを承りたい。

○久下政府委員 たいだいま申し上げましたように、私どもとしては生命の危険がないものという認識のもとに、かような規定を設けたのであります。實際問題として御質疑のようなことが起りました場合には、適當な考慮を拂うつもりであります。

○榊原(幸)委員 第四十九條に「麻薬のため公安をみだすもの又は麻薬の中毒により自制心を失つたものを発見したときは、六箇月收容しなければならぬ」ということがありますが、これらの公安をみださない者、あ

るいは自衛心を失わない者の中毒患者  
については、どんな処置をおとりにな  
るおつもりでありますか。  
○久下政府委員 その程度のものにつ  
きましては、監視をいたすことにより  
まして処置をいたすと思っております。

○榎原(忠)委員 その監視をするとい  
う法律的根拠はどこにありますか。  
○久下政府委員 監視をするというこ  
とにつきましては、特段の法律的な根  
拠を設けてないのであります。御承  
知の通りに麻薬主務警察権をもつてお  
りまして、麻薬取締官が全国に配置され  
ますので、それらの者が十分注意  
するようにいたしたいと思っております。

○榎原(忠)委員 終りました。  
○山崎委員 それでは委員長からお  
尋ねしますが、麻薬患者に対して朝日  
賞をいただいたアイエムという薬があ  
りますが、その効果について政府でも  
つて実験されたことがありますか。  
○久下政府委員 政府といたしまして  
は実験したことはございません。お話  
のような薬がありますことは承知して  
おりますし、またこの薬が中毒患者に  
対しまして禁断療法を施します場合、  
この禁断症状を緩和いたしますため  
に、相当な効果があることを聞いてお  
ります。従いましてこの法規によりま  
して、麻薬中毒患者を收容いたします  
ような場合には、活用いたしたいと思  
っております。

○山崎委員 それからお尋ね申し上げ  
ますが、国立病院でもつて、たとえ  
ます国立病院のごとく、ああいう所に  
患者を收容しまして、そうして療法を  
與えていつた方が大愛好都合であると  
思うのであります。ただいま中国その  
他から引揚げてまいりました引揚民の  
中にも、麻薬患者が非常に多いのであ  
りまして、これをそのまま捨ておくこ  
うことは、人道上の重大問題である  
と考えますので、国立病院における状  
況を御調査の上で、適当な処置をとつ  
てくださつたならば、大要患者に対し  
ても有益であり、また地方の人々も喜ぶ  
だらうと思えます。その点について御  
意見を伺います。

○久下政府委員 お話の通りに十分処  
置をいたすつもりであります。なお御  
引例にはございませんでしたけれど  
も、東京附近には武蔵野療養所という  
精神病の療養所もございまして、これら  
も相当なベットが空いておりますので、  
これらの者の收容施設として十分  
活用してまいりたいと思えます。

○山崎委員 麻薬取締法案について  
他に御質疑ございませぬか。  
〔なしと呼ぶ者あり〕  
○山崎委員 麻薬取締法案に対する  
質疑は打切つて差支えありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員 次は民生委員法案につ  
いての質疑を許します。武田委員。  
○武田委員 私は民生委員法案につ  
きまして、一般的の質問と、各條につ  
いて御質問申し上げたいと思ひますが、  
まず一般的の質問に先立ちまして、政府  
の御意見を伺いたしたのであります。こ  
の法案につきましては、第一回の國會  
におきまして、児童福祉法が制定され  
ましたときに、それに伴つて児童委員

の制度ができましたので、従来の民生  
委員はすべて児童委員を兼ねるとい  
うことになりました。そのため民生委員  
の総改選を行つたのであります。兼ね  
てそのときに、婦人民生委員として  
多数にこれを委嘱してもらいたたいとい  
うことの要望をいたしておつたのであ  
りますが、その改選の結果どのような  
状態で婦人民生委員が今委嘱されてお  
りませんが、それを承りたいと思ひま  
す。

○木村(忠)政府委員 この四月に改選  
になりました民生委員の婦人民生委員  
の割合でございまして、改選前におい  
て婦人民生委員は一万三千八百九十六  
名委員総数に對しまして一〇・九六％  
という割合になつておつたのでありま  
すが、この改選の結果といたしまし  
て、婦人民生委員の数は二万二千六百  
二十三名、委員総数に比較いたします  
と一八・六％に増加いたしましたので  
あります。もちろんこの増加の状態が十分で  
あるというふうには考えられないので  
ありますけれども、以前に比較いたし  
まして、大体二倍近くに増加いたして  
おります。政府におきましては児童委  
員との関係もございまして、今後機  
会あるごとく婦人民生委員が殖えるよ  
うに、できるだけ指導いたしてまいり  
たいと考えております。

○武田委員 民生委員の委嘱状況は  
大体わかりましたが、本法案の附則を  
見ますと、現在の民生委員は、この  
法律案が通過いたしました場合、續い  
て本法による民生委員となるというこ  
とになつておるのをごさいます。そ  
ういふことと、今政府委員の御答  
弁の、次第に増加したい御意向であ  
ると承りましたことは、どういふ手続

によつてなさるお考えでございませ  
か。  
○木村(忠)政府委員 現在の状況が従  
来よりも非常によくなつてゐること  
は、ただいま申し上げましたような次  
第でございませぬ。われ／＼といたしま  
しては、なお一層婦人民生委員が進出  
するよう希望いたしてゐる次第であ  
りまして、今後民生委員の改選等の機  
会におきましては、そういうふうな指  
導いたしたいと思ひます。なお欠員が  
できて補充するといつた場合において  
も、できるだけそういうふうな指導し  
てまいりたいと考えております。

○武田委員 三十二條によりますと、  
その任期はこの法律施行の日から三年  
となつておりますが、そういたしまし  
て、欠員のあつた場合以外には、この  
ままの状態でおかれるのをごさいます  
が、現在の民生委員の中には婦人が少  
いのみならず、好ましくないような者  
も相当あると考へるのでございませぬ  
けれども、これに対してはこの法律によ  
る手続によらなければその改選は行わ  
れないのをごさいますか。

○木村(忠)政府委員 お答えいたしま  
す。われ／＼といたしましては、欠員  
ができた場合には補充してまいらなけ  
ればなりません。また現在においても  
定員がお手もとに配付いたしました資  
料にございませぬように、十二万八千二  
百九十三名に對して十二万一千六百八  
十名の任命になつております。また欠  
員は若干あるようございませぬから、  
これらの欠員の補充その他において、  
今後やめていく者もありますから、そ  
ういふ際にはできるだけそういうふう  
に指導してまいりたいと考えておりま  
す。

○武田委員 次は従来の民生委員令と  
本法案との主な相違の点が承りたいの  
でございませぬ。特に従来の民生委員令  
とはどういふ点についてこれが進歩し  
たしてゐるのでございませぬか。  
○木村(忠)政府委員 お答えいたしま  
す。従来の民生委員令と本法案との異  
つておきまする要点は、大体大臣の提  
案理由の説明の際に要旨だけは説明し  
てありますが、若干詳細に申し上げて  
みたいと思ひます。従来の民生委員令  
と本法案とのおもな差異は、大体八つ  
に要約できるかと思ひのであります。

第一は民生委員の選出方法の民主化を  
はかつたことでありませぬ。第二は民生  
委員の資格要件を明らかにきめたこと  
でございませぬ。第三は民生委員の心構  
えを法文の上に明らかに示したこと  
でございませぬ。第四は民生委員の解職の  
規定を詳細に規定したこと、第五は民生委員の任期を三年とい  
はつたこと、第六は民生委員の指導訓練に関する規定を設けた  
こと、第七は民生委員協  
議会の常務委員並びに民生委員事務所  
に関する規定を設けたこと、第八は民生委員に関する費用につ  
いての國庫補助の規定を設けたこと  
でございませぬ。以上の八つの点が従来と  
變つてゐる点であります。これらにつ  
きまして各項目別に簡単に御説明申し上  
げます。

まず民生委員の選出方法の民主化を  
はかつた点につきましては、現行の民  
生委員令は必ずしも適當であつたとはい  
言えない面もあるように考えられます  
ので、次のごとき三點につきまして改  
正をいたしたのであります。その一つ  
は、民生委員の推薦母体である民生委

員令と本法案との主な相違の点が承りたいの  
でございませぬ。特に従来の民生委員令  
とはどういふ点についてこれが進歩し  
たしてゐるのでございませぬか。  
○木村(忠)政府委員 お答えいたしま  
す。従来の民生委員令と本法案との異  
つておきまする要点は、大体大臣の提  
案理由の説明の際に要旨だけは説明し  
てありますが、若干詳細に申し上げて  
みたいと思ひます。従来の民生委員令  
と本法案とのおもな差異は、大体八つ  
に要約できるかと思ひのであります。

第一は民生委員の選出方法の民主化を  
はかつたことでありませぬ。第二は民生  
委員の資格要件を明らかにきめたこと  
でございませぬ。第三は民生委員の心構  
えを法文の上に明らかに示したこと  
でございませぬ。第四は民生委員の解職の  
規定を詳細に規定したこと、第五は民生委員の任期を三年とい  
はつたこと、第六は民生委員の指導訓練に関する規定を設けた  
こと、第七は民生委員協  
議会の常務委員並びに民生委員事務所  
に関する規定を設けたこと、第八は民生委員に関する費用につ  
いての國庫補助の規定を設けたこと  
でございませぬ。以上の八つの点が従来と  
變つてゐる点であります。これらにつ  
きまして各項目別に簡単に御説明申し上  
げます。

まず民生委員の選出方法の民主化を  
はかつた点につきましては、現行の民  
生委員令は必ずしも適當であつたとはい  
言えない面もあるように考えられます  
ので、次のごとき三點につきまして改  
正をいたしたのであります。その一つ  
は、民生委員の推薦母体である民生委



では何ら規定を設けていなかったたのでありますが、先ほど申し上げましたように、民生委員の職務はますます複雑になり、かつ職務上一定の知識技術を必要としたしますので、その指導訓練はきわめて肝要と考えられますので、本法案においては、第十七條と第十八條においてその規定を設けたのであります。

次に第七番目であります。民生委員会の常務委員及び民生委員事務所並びに民生委員の常務委員会の規定を新たに設けたのであります。従来の民生委員会においては、これらについては何らの規定も設けておりません。都道府県の施行細則等にその規定を設けたのであります。本法案においては、第二十一條においてその民生委員会の委員長とも言うべき常務委員の規定を詳細に規定いたし、さらに二十五條において厚生大臣の指定する市には、民生委員事務所を設けることを規定したものであります。この民生委員事務所は民生委員の事務を処理いたしまして、要保護者の便宜をはかることにしたのであります。もちろんこれは従来から実際には設けておいたのであります。これを本法では明らかに規定として定めて設けさせることにしたのであります。

第八は、國庫補助の規定であります。従来の民生委員令においては、第十三條において、民生委員に関する一切の費用は、都道府県の費用として何らの規定を設けてなかつたのであります。本法案においては、民生委員、民生委員推薦会、民生委員審査会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は都道府県の負担とした

しまして、これに對しましては、國庫において二分の一の補助をすることを規定いたしました。なお民生委員事務所に関する費用は、市の負担としたしまして、これに對しましては、國庫が二分の一、都道府県が四分の一を補助すべきことを規定したのであります。大体従来の規定と變つておりますのは、以上の八點に帰着すると考えております。

○武田委員 一應わかりましたが、しかし今までの民生委員と、本法による民生委員は、本質的に相違がないというところを前に言われたのであります。その民生委員の本質というところに、もう少し詳しく伺いたいと思つたのであります。しかし、この問題は本法にとつては大事な問題でございまして、次の委員会でも質問いたしまして、今日は遅くなりますから、私の質問は打ち切ります。

○有田委員 民生委員法第一條に「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、保護指導のことに当り、社会福祉の増進に努めんとする」とあります。民生委員は、社会の福祉を増進するため、仁愛の精神を以て保護指導のことに従ふ」というのであります。大体民生委員令が民生委員法になりましたが、第一條における保護指導の誘掖という文字は、もちろん漢字制限になつておりますので、これをかえることによつて、大体民生委員令のこのまゝの文字を使う方がよいと思つたのであります。現在民生委員の方々が代るたびに、民生委員の定義が變るというやうな感じを與えるじやないか。大体民生委員法の第一條も、民生委員令の第

一條も、同じことをうたつていと思つております。これは言葉の上り下りの相違であります。民生委員に、民生委員の定義がそのときによつて變るのだというやうな感じを與えることになつたので、この誘掖の文字だけを何とかかえて、民生委員令の第一條の、民生委員は社会の福祉を増進するために、仁愛の精神をもつて保護指導のことに當るとかいうようにしてはどうかと思つて、政府の御方針を承りたい。

○木村(忠)政府委員 有田委員の御質問はまことにごもつともでございまして、本法の民生委員の使命と申しますか、これにつきましては、従来と何も變つた点はないかと思つておりました。ただ字句の問題としましてかえましては、仁愛という言葉は、これは非常に意味のある、含蓄のある言葉でございまして、非常に意味がむずかしい。従つて現在の時代の状況から考えまして、社会奉仕というところが、新憲法の精神からいたしまして、もきわめて適切だ、かように考えまして、最近の時代の流れに應じて、この言葉を社会奉仕の精神とすることに直したやうな次第であります。従つて、もの見方が少し違つていだけ、精神そのものにおいては變りがない。大体最近の情勢から申しますと、この言葉の方が安当じやなからうかと考えた次第であります。

○有田委員 民生委員令の第十三條には、衆議院議員が二名とありますが、この衆議院の二名はたれですか。

○木村(忠)政府委員 二人の方の名前は存じませんが、一人は大阪、一人は愛媛縣であります。

○有田委員 この場合のごとき御承知の通り國會がほとんど終始開かれていない状態でありまして、衆議院議員が大阪と愛媛縣の民生委員を兼ねられることが安当であるか、どうか、この点は私は安当でないと思つたので、同時に府縣議員が四十一名、市會議員、区會議員が千四百三十二名、町會議員が一万二千七百九十名、合計一万四千二百六十五名でありまして、現在の十二万二千六百八十名に對しまして、約二二%というやうな比率になつておるのであります。特に第十六條におきまして、「民生委員は、その職務上の地位を政黨又は政治的目的のために利用してはならない。前項の規定に違反した民生委員は、第十一條及び第十二條の規定に従ひ解職せられるものとする」というやうな條項があります。これら十二万一千六百八十名の民生委員のうち、実に一万四千二百六十六名という多数の議會議員を擁しておるのであります。これらの議會議員は、いづれも政黨人でありまして、しかも多数の人が民生委員の中に含まれておるだけに、地方の情勢を考えましても、政争の具に供せられるきらいが非常に多い。同時に十六條二項の、「前項の規定に違反した民生委員は、第十一條及び第十二條の規定に従ひ解職せられるものとする」というやうな問題から、地方にいろ／＼な争ひ事が起つてくるということを私は非常に懸念するのであります。特に民生委員というものは、超黨派的に社会事業として行わなければならないだけに、議會議員が民生委員を兼ねることは適當でないと思つて、同時にまた新憲法によりまして、議會議員の地位は非常

に高まつてまいりましたし、また各地方議會におきましても、國會と同じやうに厚生委員会というものがあつたのであります。議會議員は厚生委員会を通じて、それ／＼こつこつた仕事を對して御協力申し上げることができるとも、議會議員が民生委員を兼ねるといふことは適當でない。しかも民生委員の職務はみづから直接お金を渡したり、物を渡したりする仕事であるだけに、この点からも議會議員が民生委員を兼ねることは適當でないと思つて、同時にまた議會議員は、今日においては國會と同じやうに、それ／＼常任委員があつて、二つあるいは三つの常任委員を兼ねておられて、とうてい民生委員の仕事をやつていくことは實際問題としてできないのではないか。従つて、實際においてできないというところ、政争の具に供せられるという点からいまして、この際につきり議會議員は民生委員を兼ねることができないという法律を入れてはどうか、かように考へるのであります。政府の御所見を伺いたいと思つて存じます。

○木村(忠)政府委員 ただいまの有田委員の御質問に對してお答えいたします。民生委員が各種の議會議員を兼ねることにつきましては、これによつて民生委員の職務が果せない。本法案に規定してあります内容の民生委員の職務を十分遂行できないということになりまして、民生委員として適當でないというところになります。これは解職の理由に該當するやうにならうと思つて、そうでない場合においては差支えないのではなからう

に高まつてまいりましたし、また各地方議會におきましても、國會と同じやうに厚生委員会というものがあつたのであります。議會議員は厚生委員会を通じて、それ／＼こつこつた仕事を對して御協力申し上げることができるとも、議會議員が民生委員を兼ねるといふことは適當でない。しかも民生委員の職務はみづから直接お金を渡したり、物を渡したりする仕事であるだけに、この点からも議會議員が民生委員を兼ねることは適當でないと思つて、同時にまた議會議員は、今日においては國會と同じやうに、それ／＼常任委員があつて、二つあるいは三つの常任委員を兼ねておられて、とうてい民生委員の仕事をやつていくことは實際問題としてできないのではないか。従つて、實際においてできないというところ、政争の具に供せられるという点からいまして、この際につきり議會議員は民生委員を兼ねることができないという法律を入れてはどうか、かように考へるのであります。政府の御所見を伺いたいと思つて存じます。

○木村(忠)政府委員 ただいまの有田委員の御質問に對してお答えいたします。民生委員が各種の議會議員を兼ねることにつきましては、これによつて民生委員の職務が果せない。本法案に規定してあります内容の民生委員の職務を十分遂行できないということになりまして、民生委員として適當でないというところになります。これは解職の理由に該當するやうにならうと思つて、そうでない場合においては差支えないのではなからう

に高まつてまいりましたし、また各地方議會におきましても、國會と同じやうに厚生委員会というものがあつたのであります。議會議員は厚生委員会を通じて、それ／＼こつこつた仕事を對して御協力申し上げることができるとも、議會議員が民生委員を兼ねるといふことは適當でない。しかも民生委員の職務はみづから直接お金を渡したり、物を渡したりする仕事であるだけに、この点からも議會議員が民生委員を兼ねることは適當でないと思つて、同時にまた議會議員は、今日においては國會と同じやうに、それ／＼常任委員があつて、二つあるいは三つの常任委員を兼ねておられて、とうてい民生委員の仕事をやつていくことは實際問題としてできないのではないか。従つて、實際においてできないというところ、政争の具に供せられるという点からいまして、この際につきり議會議員は民生委員を兼ねることができないという法律を入れてはどうか、かように考へるのであります。政府の御所見を伺いたいと思つて存じます。

か、かように存じます。なお民生委員の地位を政争の具に供することは、ただいまお話し通り、本法案におきましてはこれを禁止することにいたしました。おきまして、しかもこれに違反した場合においては、明らかにこれは解職の理由に該当するということをはつきり示しておるのではありません。そうしてそれらの事態があらましたならば、当然解職せられることにならうと思つております。但しこの際におきまして申し上げておきたいと思ふことは、これを政治的目的に利用することが適当でないということ、民生委員たる人が政治活動をしてはならないという趣旨ではないのであります。それ／＼の人に政治的の意見があり、政治活動をする自由はあるのであります。ただその民生委員という地位を政治的に利用することを厳に戒めたい、かように考へてこの規定を設けたわけであります。政治的に活動するからただちに適当でないというふうには言えないのであります。

○有田委員 同じく官公吏が男子が五千五百、女子が七百三十四、合計六千二百三十四名という民生委員の数になつておりますが、これまた全員の約五割強を示しておるのであります。特に行政整理がやかましく言われておる折柄でありますし、一定時間というものは、大休官公吏は縛られておるといふような建前からいきまして、官公吏が民生委員を兼ねることは今日の情勢においては適当でない、かように考へるのであります。政府の御所信を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 官公吏が民生委員を兼ねることにつきましては、先ほど議会の議員につきまして申し上げておる通り、官公吏の職務を遂行するために民生委員の職務がでなかつた場合には適当じやないと思へられます。しかし官公吏中におきましては、民生委員の仕事を行ふこともでき、場合もあり得るのであります。またたむしろその方が適当であるといふような場合もないことはないわけであります。それはそれ／＼の場合々々に照じてかゝることが妥当である場合もあるし、適当でない場合もあるといふように考へられます。

○有田委員 政府の御所見によりますと、われ／＼国会議員が官吏を兼ねることも差支ないという見解にもとれるのであります。今日われ／＼国会議員が官吏を兼ねることができないといふゆえんのものを考へまするときにおいて、こゝろいうことは私は言ひ得られると思ふ。かような場合こそ見解の相違でありますけれども、たとへば議会の議員が民生委員を兼ねることができないというふうなことを本委員会におきまして採択されるという場合におきましては、政府としてはこの点について非常なる御反対があると思ひますが、その点についての御所信を承りたい。

○木村(忠)政府委員 当局といたしましては、全面的に禁止するといふ規定を明文文化することにつきましては、賛成はいたしかねるのであります。成はいたしかねるのであります。賛成に賛成しかねるといふのは、地方の政争の具とか、いろ／＼こゝろいうものに供せられておりますが、これに對してよく御存じでさういふ御答弁をせられたいのか承りたい。

が政争の具に供せられるおそれがあるまする。並びに政争の具に供せられておる事実があるといふことにつきましては、十分に承知いたしております。これらに對しましては、さういふことのないように十分指導奮勵いたしてまいりたい、かように存じております。

○有田委員 實際問題として、こゝろ特別の禁止の法律がない限りにおいては、都道府縣廳では、この点につきまして特に最近政争の力が非常に強くなつてまいりましたし、新憲法下、政争の使命といふものが非常に重くなつております。関係上、その政争も日に月に激烈をきわめつつあるのであります。特に社会事業である民生委員の建前からいつて、こゝろ禁止の規則がもしも本委員会が採択されるような場合におきましては政府として当然これは賛成されてしかるべきものと思ひますし、また社会局長と個人的にお会いしました場合に、委員会が御採択になるのに異議はない、かようなお話しでありましたが、その点につきましてお伺ひたい。

○木村(忠)政府委員 政争が激烈になつておると、これは今後ますます／＼さうなるであらうと思ひます。しかしこれはあくまでもフェアな傾向である、かように考へております。今後におきましてだんだんとその点が洗練されてまいらるうと思ひます。なお民生委員の地位職務といふものにつきまして、世間の認識が深まれば、それだけ、その点についての心配はなくなるものとかように信じております。

○有田委員 われ／＼の趣旨は、議員が民生委員を兼ねるといふ点につきま

しての一長一短はよく存じておりますが、現在地方の情勢といたしまして、非常にこれが原因いたしましたして、先般の民生委員の選挙におきましても、各地方におきましていろ／＼な問題を起しておるのであります。従つてこゝろ思ひ切つてこゝろ法律を設けて、さうしてよく情勢をうかがうことも私は一つの方法ではないかと思つております。長年の禍根をこの際一應断ち切ることが、私は妥当だと思つておる。さういふこと、私にこのことにつきましては、さらに次の委員会において論議を進めたいと思ひます。

○榎原(守)委員 第十四條の「常に調査を行い、生活状態を審かにして置くこと」とございしますが、これはたれの調査を行ひまして、たれの生活状態を審かにいたすのでありますか。

○木村(忠)政府委員 これは保護を要する者の調査を行ひまして、保護を要する者の生活状態を審かにするのであります。

○榎原(守)委員 それではその文句が欠けておるのではありませんか。

○木村(忠)政府委員 保護を要する者であるかどうかという点につきましては、これをはつきり書きますと、保護を要する者というふうに非常に限定されます。書かずにあるといふところも含みがあるのではあります。これを書きますれば非常に限定されてしまふわけであります。保護を要する者であるかどうかという点を判定するに必要なる調査をしなければならぬ。従いまして調査をしますが、その判定をするためにその範囲を限定するといふことは適当でなからうと考へております。

○榎原(守)委員 この点に關しては意見がございしますが、意見でございしますから別の機会に申し上げます。

第十五條の身上に關する秘密を守るという点について、もし守らなかつたらどういふ処罰がございしますか。

○木村(忠)政府委員 これは第十一條の二にありますように、民生委員として適当でありまけんから解職いたすといふことになるだらうと思ひます。

○榎原(守)委員 人の身上に關する秘密をもし漏らした場合には、医療関係者におきましては、相當の刑罰を受けるのであります。民生委員の場合、國民の身上の秘密を漏らした場合には、單に民生委員をやめるだけでいいとお考へになつていらつしやるのであります。

○木村(忠)政府委員 民生委員法案の本旨といたしまして、処罰等によりましてこれを強制するといふことは適当でなからうといふふうに考へますが、それが秘密を厳守する義務に違反したといふことにつきましては、処罰をもつて向わない。しかしそれに対しては社会的な制裁と申しますか、さういふものがあつて得るのではなからうかと思つております。

○榎原(守)委員 この点に關しまして、ほかの法律との関連を御調査になつたことがございしますか。

○木村(忠)政府委員 この点につきまして、ほかの法律を調査したことがあつたかと申されますと、秘密の厳守義務に違反した処罰のこととございします。それは処罰の法律がございしますことば承知してあります。

○榎原(守)委員 人の身上に關する秘密を守らなかつた場合のこととあります。私の申しますのは……。

○有田委員 官公吏が民生委員を兼ねることにつきましては、先ほど議会の議員につきまして申し上げておる通り、官公吏の職務を遂行するために民生委員の職務がでなかつた場合には適当じやないと思へられます。しかし官公吏中におきましては、民生委員の仕事を行ふこともでき、場合もあり得るのであります。またたむしろその方が適当であるといふような場合もないことはないわけであります。それはそれ／＼の場合々々に照じてかゝることが妥当である場合もあるし、適当でない場合もあるといふように考へられます。

○有田委員 政府の御所見によりますと、われ／＼国会議員が官吏を兼ねることも差支ないという見解にもとれるのであります。今日われ／＼国会議員が官吏を兼ねることができないといふゆえんのものを考へまするときにおいて、こゝろいうことは私は言ひ得られると思ふ。かような場合こそ見解の相違でありますけれども、たとへば議会の議員が民生委員を兼ねることができないというふうなことを本委員会におきまして採択されるという場合におきましては、政府としてはこの点について非常なる御反対があると思ひますが、その点についての御所信を承りたい。

○木村(忠)政府委員 当局といたしましては、全面的に禁止するといふ規定を明文文化することにつきましては、賛成はいたしかねるのであります。成はいたしかねるのであります。賛成に賛成しかねるといふのは、地方の政争の具とか、いろ／＼こゝろいうものに供せられておりますが、これに對してよく御存じでさういふ御答弁をせられたいのか承りたい。

○有田委員 われ／＼の趣旨は、議員が民生委員を兼ねるといふ点につきま

しての一長一短はよく存じておりますが、現在地方の情勢といたしまして、非常にこれが原因いたしましたして、先般の民生委員の選挙におきましても、各地方におきましていろ／＼な問題を起しておるのであります。従つてこゝろ思ひ切つてこゝろ法律を設けて、さうしてよく情勢をうかがうことも私は一つの方法ではないかと思つております。長年の禍根をこの際一應断ち切ることが、私は妥当だと思つておる。さういふこと、私にこのことにつきましては、さらに次の委員会において論議を進めたいと思ひます。

○榎原(守)委員 第十四條の「常に調査を行い、生活状態を審かにして置くこと」とございしますが、これはたれの調査を行ひまして、たれの生活状態を審かにいたすのでありますか。

○木村(忠)政府委員 これは保護を要する者の調査を行ひまして、保護を要する者の生活状態を審かにするのであります。

○榎原(守)委員 それではその文句が欠けておるのではありませんか。

○木村(忠)政府委員 保護を要する者であるかどうかという点につきましては、これをはつきり書きますと、保護を要する者というふうに非常に限定されます。書かずにあるといふところも含みがあるのではあります。これを書きますれば非常に限定されてしまふわけであります。保護を要する者であるかどうかという点を判定するに必要なる調査をしなければならぬ。従いまして調査をしますが、その判定をするためにその範囲を限定するといふことは適当でなからうと考へております。

○榎原(守)委員 この点に關しては意見がございしますが、意見でございしますから別の機会に申し上げます。

第十五條の身上に關する秘密を守るという点について、もし守らなかつたらどういふ処罰がございしますか。

○木村(忠)政府委員 これは第十一條の二にありますように、民生委員として適当でありまけんから解職いたすといふことになるだらうと思ひます。

○榎原(守)委員 人の身上に關する秘密をもし漏らした場合には、医療関係者におきましては、相當の刑罰を受けるのであります。民生委員の場合、國民の身上の秘密を漏らした場合には、單に民生委員をやめるだけでいいとお考へになつていらつしやるのであります。

○木村(忠)政府委員 民生委員法案の本旨といたしまして、処罰等によりましてこれを強制するといふことは適当でなからうといふふうに考へますが、それが秘密を厳守する義務に違反したといふことにつきましては、処罰をもつて向わない。しかしそれに対しては社会的な制裁と申しますか、さういふものがあつて得るのではなからうかと思つております。

○榎原(守)委員 この点に關しまして、ほかの法律との関連を御調査になつたことがございしますか。

○木村(忠)政府委員 この点につきまして、ほかの法律を調査したことがあつたかと申されますと、秘密の厳守義務に違反した処罰のこととございします。それは処罰の法律がございしますことば承知してあります。

○榎原(守)委員 人の身上に關する秘密を守らなかつた場合のこととあります。私の申しますのは……。

○有田委員 官公吏が民生委員を兼ねることにつきましては、先ほど議会の議員につきまして申し上げておる通り、官公吏の職務を遂行するために民生委員の職務がでなかつた場合には適当じやないと思へられます。しかし官公吏中におきましては、民生委員の仕事を行ふこともでき、場合もあり得るのであります。またたむしろその方が適当であるといふような場合もないことはないわけであります。それはそれ／＼の場合々々に照じてかゝることが妥当である場合もあるし、適当でない場合もあるといふように考へられます。

○有田委員 政府の御所見によりますと、われ／＼国会議員が官吏を兼ねることも差支ないという見解にもとれるのであります。今日われ／＼国会議員が官吏を兼ねることができないといふゆえんのものを考へまするときにおいて、こゝろいうことは私は言ひ得られると思ふ。かような場合こそ見解の相違でありますけれども、たとへば議会の議員が民生委員を兼ねることができないというふうなことを本委員会におきまして採択されるという場合におきましては、政府としてはこの点について非常なる御反対があると思ひますが、その点についての御所信を承りたい。

○木村(忠)政府委員 当局といたしましては、全面的に禁止するといふ規定を明文文化することにつきましては、賛成はいたしかねるのであります。成はいたしかねるのであります。賛成に賛成しかねるといふのは、地方の政争の具とか、いろ／＼こゝろいうものに供せられておりますが、これに對してよく御存じでさういふ御答弁をせられたいのか承りたい。

○有田委員 われ／＼の趣旨は、議員が民生委員を兼ねるといふ点につきま

○木村(忠)政府委員 身上に関する秘密を守らなかつた場合に関する各種の規定につきましては、一應調査いたしております。

○榊原(亨)委員 どういうことでしょうか、具体的に指示をお願いします。

○木村(忠)政府委員 身上の秘密を守らなかつた場合には、処罰される法律は相当あると思います。

○榊原(亨)委員 どこにどういふ法律がございませうか承りたいんです。この次までにお調べをお願いします。この点に関しては私は意見がございませうが、これはまた意見として申し上げます。

次に承りたいのは、第十九條の「民生委員の指導訓練に従事する吏員」とは、どういふ資格の吏員をお使いになるおつもりでありますか。

○木村(忠)政府委員 府縣におきます二級ないし三級の事務並びに技術吏員と考えております。

○榊原(亨)委員 第二條に上りまして、民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上において、必要な知識技術の修得に努めなければならぬことを規定し、かつこの他の條項においても、民生委員は、相當に人格識見の高い方が選ばれると思つてございませうが、ただいまお話しになりました吏員をもつて、民生委員の指導訓練に従事させて、十分とお考えになつておられるでございませうか。

○木村(忠)政府委員 身分のことだと思ひましたが、身分のことではない、どういふ資格かと申しますと、大体わかれの今考へておられますのは、大学または各種学校において、社会事業に

関する学料を修めた者、社会事業に従事する職員を養成する施設で、厚生大臣の指定するものを卒業した者、社会事業の実施に関し二年以上の経験を有する者、その他府縣知事において、適當な資格を有する者と認定した者、このういふことになりました。

○榊原(亨)委員 これらの民生委員その他の者の指導訓練というものは、重要なものと考えるのでございませうが、第二十六條におきましては、その費用は都道府縣の負担として、國庫がこれに責任をもたないといふのは、どういふ御意思でございませうか。

○木村(忠)政府委員 第二十六條の都道府縣の費用の負担に對しましては、國庫におきまして二分の一の補助をいたすこととしております。

○山崎委員長 ほかに質疑の方はございませうか、——本日の質疑はこれをもつて終了して差支えありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長 それでは明日午後一時より本委員会を開くことにいたしました。質疑をなお継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時十八分散会

昭和二十三年十一月十一日印刷

昭和二十三年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局